

令和8年3月4日

読谷村議会
議長 上地 利枝子 殿

読谷村議会議員
城 間 真 弓 印

一般質問通告書

第551回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 村民が主役の村づくり「読谷村自治基本条例」に基づいた村政運営について、新村長としての姿勢と、具体的な取り組みについて問う。</p> <p>(1) 施政方針より</p> <p>ア 令和8年度の予算において、中学校の給食費無償化に続き、新たに小学校の給食費無償化が提案された。村長の政策にも掲げていたフリースクール等の給食費については対象になるのか。また、18歳までの医療費無償化に関してはいつごろ実現する予定か。</p> <p>イ 令和7年12月1日に「こども家庭センター」が設置されたことにより、従来の体制と比較して、住民サービスの内容や支援体制は具体的にどのように変わったのか。</p> <p>ウ コミュニティバスに関して、更なる利便性の向上を図るため、通行ルートの見直しを行って行くとのことだが、そのルート変更は何を基準に見直しを行うのか。</p> <p>(2) 行政と村民の意見交換会について、「ゆたさむら推進計画」策定に向け5年に1度の開催とされてきたが、伊波篤村長が掲げる「現場主義」「対話重視」の姿勢のもと、今後「村民が主役の村づくり」を実現するため、意見交換の在り方を含めた具体的な取り組みとは。</p>	
<p>2 村民軽視、議会軽視は許さない。行政運営における法令遵守と裁量行使の在り方について。</p> <p>(1) 読谷診療所の指定管理について。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>ア 3月に指定管理期間が終了する読谷診療所について、3月議会の直前に指定管理の議案が提出されるという異例の対応となっている。住民の命と健康を守り、地域医療を継続するためにも、議会として丁寧な審議が求められる中、本来は昨年9月議会、遅くとも12月議会で提案すべきと考える。議案提出がこの時期となった経緯と、最終決定した日付は。</p> <p>イ 村は、診療所という施設を、他の指定管理施設と同様に予算や数字を主軸にした判断として位置づけているのか。それとも、在宅医療や看取りまで担う命に直結する公共施設として、異なる配慮や判断基準を持っているのか。</p> <p>(2) 道路維持管理を含む行政対応における公平性について</p> <p>ア 道路の危険箇所について、通報を受けた場合の対応基準や判断プロセスは明文化されているのか。また、住民からの通報と、議員からの指摘で、対応に差が生じることはないか。</p>	
<p>3 読谷村における読谷診療所等を始めとする地域医療の連帯と今後の方向性について。</p> <p>(1) 読谷村診療所は、外来診療に加え、在宅医療や看取りまで担い、住民の命と健康、人生の最終段階に寄り添う役割を果たしてきた。これまで診療所が地域医療の中で果たしてきた役割について、村としてどのように評価しているのか。</p> <p>(2) 村は診療所をどのような性格の公共施設として位置づけているのか。</p> <p>(3) 今後、高齢化の進行や医療人材確保が困難になる中で、外来・在宅医療・看取りを含めた地域医療の連携は一層重要となる。診療所を核とした読谷村の地域医療との連帯と、村が今後めざす医療構想とは。また、地域のリソースを最大限に活かすためにも村主催で村内クリニックとの意見交換等の必要性についてどう考えるか。(中部医師会は含まない)</p>	
<p>4 村民の「生存権」が守られる国保運営を！村民の命と暮らしに直結する「国保税の引き上げ」について反対の立場で問う。</p> <p>(1) 令和8年3月現在における、国民健康保険税を滞納している世帯数。</p> <p>(2) マイナ保険証を利用しておらず、かつ資格確認証が交付されていない被保険者数。</p>	